

令和3年度 申出書審査結果表

特定最賃の種類	R3年度 適用使用 者数	H28年経済 センサス労 働者数 A	H28年経済 センサス労 働者数の増 減人員数 B(注1)	除外者数 C(注1)	R3年度適用 対象者数 D (A + B - C)	3分の1の 人数 (切捨) E (D × 1/3)	合意数			審査査 定人数	確定済の 合意数 F	申出妥 当の有 無 E < F	疎明資 料の有 無	必要要 件具備 の有無	
							労働協約	機関決定	個別合意						
計量器・測定器・分析機器・試験機、 医療用機械器具・医療用品、光学機 械器具・レンズ、電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具、時計・同部分品、眼鏡製 造業(注2)	(改正)	1,382	61,822	671	4,568	56,583	18,861	労働協約	21 労組	11,890	0	11,890	有	有	有
								機関決定	41 労組	12,612	0	12,612			
								個別合意	事業所		0	0			
								計	62	24,502	0	24,502			
はん用機械器具、生産用機械器 具、業務用機械器具、自動車・同 附属品、船舶製造・修理業、船用 機関製造業(注2)	(改正)	1,736	45,294	325	3,359	41,610	13,870	労働協約	11 労組	3,644	0	3,644	有	有	有
								機関決定	51 労組	12,994	0	12,994			
								個別合意	事業所		0	0			
								計	66	16,638	0	16,638			
各種商品小売業(注2)	(改正)	49	3,846	0	1,147	2,699	900	労働協約	2 労組	2,317	0	2,317	有	有	有
								機関決定	労組		0	0			
								個別合意	事業所		0	0			
								計	2	2,317	0	2,317			

注1 Bはセンサスがまとめられた平成28年6月1日以降令和3年3月31日までの増減規模が10人以上の新規成立事業場及び倒産情報に基づき集計している。

Cは18歳未満又は65歳以上の者、雇い入れ後6月未満の者であって、技能修得中のもの、清掃又は片付け業務、手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務、手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務をする者。

注2 計量器等製造業の労働協約による申出の最下限額は995円、はん用機械器具等製造業の同最下限額は952円、各種商品小売業の同申出の最下限額は923円である。

